

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第六十七号

鳥取県庁組織規程を、次のように定める。

昭和二十六年十月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県庁組織規程

(この規則の目的)

第一條 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十八條第五項の規定に基づき、県庁の分課を定めるとともに、組織上必要な事項を規定することを目的とする。

(分課)

第二條 部の下に次の課を置く。

一 総務部

昭和二十六年十月三日
外 水曜日

本書ノ大キサハ規定規格A五判

- 知事室秘書課
- 知事室企画課
- 総務課
- 人事課
- 財務課
- 會計課
- 地方課
- 統計課
- 二民生部
- 厚生課
- 児童課
- 世話課
- 保世課
- 三農林部

- 農政課
- 農業改良課
- 畜産課
- 林務課
- 水産課
- 蚕糸課
- 四 經濟部
- 商工課
- 五 労働部
- 労働課
- 職業安定課
- 六 土木部
- 管理課
- 道路課
- 河港課
- 砂防課
- 建築課
- 七 衛生部

- 医務課
- 公衆衛生課
- 藥務課
- 八 農地部
- 農地課
- 開拓課
- 耕地課

(分係)

第三條 課に係を、各係に係長を置く。

2 係の名称及び分掌事務は、知事が別に定める。

3 係長は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

(部長会議)

第四條 重要施策の審議、各部間の連絡調整を図るため、

部長会議を置く。

2 部長会議は、副知事及び部長をもつて構成し、知事がこれを主宰する。

(附属機関)

第五條 特に必要がある場合においては、審議会、協議

会、実施本部等の附属機関を置く。

2 前項の附属機関の名称、目的、組織及びその他の機能については、法令に特別の定めがある場合を除く外、規則で定める。

(総務部各課の事務)

第六條 総務部の各課においては、左の事務を処理する。

知事室秘書課

- 一 知事及び副知事の秘書に関すること。
- 二 行幸啓その他皇室に関すること。
- 三 庁中儀式に関すること。

知事室企画課

一 県政にかかる総合企画、調査審議及び連絡調整に関すること。

二 部長会議に関すること。

三 知事会に関すること。

四 陳情訴願の処理に関すること。

五 国土総合開発に関すること。

六 東京事務所に関すること。

七 各部間の連絡調整に関すること。

総務課

一 文書事務にかかる本庁及び出先機関の指導監督に関すること。

二 庁内の清掃及び取締に関すること。

三 他課に属しない自動車に関すること。

四 庁内電話に関すること。

五 庁内放送に関すること。

六 当直に関すること。

七 文書の審査に関すること。

八 県印並びに知事、副知事、各部長の職印の管守に関すること。

九 文書の收受、発送、記録及び保管に関すること。

十 令達公布及び県公報の発行に関すること。

十一 行政各般の報道宣傳に関すること。

十二 世論調査及び情報収集に関すること。

十三 県民時報その他広報資料の発行に関すること。

十四 出版物の調整に関すること。

- 十五 国立国会図書館法による県出版物の納本に関する事。
- 十六 部内各課の連絡協調に関する事。
- 十七 連合国軍よりの指示命令事項の受領及び傳達に関する事。
- 十八 連合国軍との折衝及び連絡事務の総合調整に関する事。
- 十九 連合国軍の役務その他要求事項の処理に関する事。
- 二十 海外渡航に関する事。
- 二十一 連合国軍関係の証人、参考人等の旅費支給に関する事。
- 二十二 爆薬物の処理に関する事。
- 二十三 掠奪物件の調査及び処理に関する事。
- 二十四 特殊物件の処理に関する事。
- 二十五 ほん訳に関する事。
- 二十六 連合国軍関係要員の労務管理に関する事。
- 二十七 涉外労務管理事務所に関する事。

- 二十八 終戦処理費関係の支出負担行為に関する事。
 - 二十九 その他他課の所管に属しないこと。
- 人 事 課
- 一 職員の定数、任免、配置、分限、懲戒、服務、給与、研修、勤務成績の評定、福祉及び表彰その他人事管理に関する事。
 - 二 位勳及びほう賞に関する事。
 - 三 行政組織に関する事。
 - 四 事務の委任及び配分に関する事。
 - 五 行政能率に関する事。
 - 六 恩給及び退職料に関する事。
 - 七 地方職員共済組合に関する事。
 - 八 人事委員会に関する事。
- 財 務 課
- 一 県議会に関する事。
 - 二 県予算及び県財政に関する事。
 - 三 県有財産及び營造物の取得管理及び処分に関する事。

- 四 県にかかる地方財政平衡交付金に関する事。
 - 五 監査委員に関する事。
 - 六 県税に関する事。
 - 七 県税にかかる重要な犯則の調査、検査及び取締に関する事。
 - 八 都道府県間の事業税及び特別所得税の分割に関する事。
 - 九 他の都道府県から委託された税務事務に関する事。
 - 十 県税に附随する税外諸収入に関する事。
 - 十一 県税事務所に関する事。
- 会 計 課
- 一 県経済及び国庫経済歳入歳出收支に関する事。
 - 二 県経済及び国庫経済歳入歳出外現金に関する事。
 - 三 県金庫に関する事。
 - 四 物品、証紙の出納保管に関する事。
 - 五 金銭物品の出納検査に関する事。
 - 六 県管印刷所に関する事。

- 地 方 課
- 一 地方事務所に関する事。
 - 二 市町村その他地方公共団体の行財政の総合指導及び監督に関する事。
 - 三 市町村職員の互助共済施設の指導監督に関する事。
 - 四 市町村職員の研修に関する事。
 - 五 行政書士に関する事。
 - 六 市町村にかかる地方財政平衡交付金に関する事。
 - 七 市町村税の指導に関する事。
 - 八 貯蓄奨励に関する事。
 - 九 正規陸海軍将校等調査に関する事。
 - 十 覚書該当者に関する事。
 - 十一 公職適否審査及び教職員適格審査に関する事。
 - 十二 政党、協会その他団体に関する事。
 - 十三 解散団体に関する事。
 - 十四 外国人の登録に関する事。
 - 十五 消防に関する事。

00873

- 十六 私立の学校及び各種学校に関する事。
- 十七 宗教法人に関する事。
- 十八 選挙管理委員会に関する事。

統計課

- 一 国勢調査に関する事。
- 二 人口統計に関する事。
- 三 農林統計に関する事。
- 四 商工統計に関する事。
- 五 教育統計に関する事。
- 六 家計調査に関する事。
- 七 勤労統計に関する事。
- 八 その他統計に関する事。

(民生部各課の事務)

第七條 民生部の各課においては左の事務を処理する。

厚生課

- 一 社会福祉事業に関する事。
- 二 生活保護に関する事。
- 三 身体障害者福祉に関する事。

- 四 災害救助に関する事。
- 五 民生委員に関する事。
- 六 社会福祉事業の団体及び施設に関する事。
- 七 更生福祉に必要な物資に関する事。
- 八 消費生活協同組合に関する事。
- 九 公益質屋に関する事。
- 十 同和事業に関する事。
- 十一 部内各課の連絡協調に関する事。
- 十二 その他部内他課の主管に属しないこと。

児童課

- 一 児童及び母性の福祉に関する総合企画に関する事。
- 二 児童福祉法の施行に関する事。
- 三 児童及び母性の福祉思想の普及啓発に関する事。
- 四 児童文化の向上に関する事。
- 五 児童の不良化防止に関する事。
- 六 未亡人等母子世帯の福祉に関する事。
- 七 青少年問題対策の連絡調整に関する事。

00874

- 八 児童福祉施設收容者の職業指導に関する事。
- 九 季節保育所に關する事。
- 十 他の主管に属しない児童に関する事。

世話課

- 一 未帰還者の調査に関する事。
- 二 未復員者死亡認定及び死亡公報に関する事。
- 三 遺骨、遺留品の取扱に関する事。
- 四 軍歴に関する事。
- 五 遺家族等の身上相談に関する事。
- 六 元軍人の傷病恩給及び元軍属の恩給等に関する事。
- 七 未帰還者の留守宅渡給与に関する事。
- 八 復員者の未支給給与の精算に関する事。
- 九 未帰還死没者に対する給与に関する事。
- 十 その他復員に関する事。

保険課

- 一 健康保険に関する事。
- 二 厚生年金保険に関する事。

- 三 船員保険に関する事。
- 四 国民健康保険に関する事。
- 五 厚生保険、特別会計及び船員保険特別会計に関する事。
- 六 保険課に勤務する職員(地方公務員を除く)の身分取扱に関する事。
- 七 保険課に属する文書に関する事。
- 八 その他他課の主管に属しない社会保険に関する事。

(農林部各課の事務)

第八條 農林部の各課においては、左の事務を処理する。

農政課

- 一 食糧管理法の施行に関する事。
- 二 食糧確保臨時措置法に関する事。
- 三 砂糖の配給に関する事。
- 四 飲食営業臨時規正法の施行に関する事。
- 五 農業災害補償に関する事。
- 六 農業経営に関する事。

- 七 農林漁業金融に関すること。
- 八 農村工業に関すること。
- 九 農業協同組合の育成指導及び監督に関すること。
- 十 農業倉庫に関すること。
- 十一 農業総合研究所に関すること。
- 十二 農業委員会に関すること。
- 十三 肥料及び農薬用石油製品並びに指定生産資材に関すること。
- 十四 農業協同組合講習所に関すること。
- 十五 農林部各課の連絡協調に関すること。
- 十六 その他部内他課の主管に属しないこと。

農業改良課

- 一 農業生産計画に関すること。
- 二 食糧農産物に関すること。
- 三 農業気象に関すること。
- 四 園芸農作物に関すること。
- 五 工芸作物に関すること。
- 六 特産物販売斡旋に関すること。

- 七 農産物の検査に関すること。
- 八 農産加工所に関すること。
- 九 農産物門司斡旋所に関すること。
- 十 農業改良普及事業の総合企画に関すること。
- 十一 農業改良の専門技術に関すること。
- 十二 農村生活改善に関すること。
- 十三 農村青少年等のクラブ組織の育成指導に関すること。
- 十四 農業改良普及員、生活改良普及員に関すること。
- 十五 農業試験場、経営傳習農場及び農業講習所に関すること。

畜産課

- 一 家畜、家きん検査に関すること。
- 二 酪農に関すること。
- 三 飼料に関すること。
- 四 牧野に関すること。
- 五 家畜市場に関すること。
- 六 競馬に関すること。

- 七 家畜、家きん改良増殖に関すること。
- 八 家畜衛生防疫に関すること。
- 九 獣医師、装てい師に関すること。
- 十 家畜人工授精に関すること。
- 十一 種畜場に関すること。
- 十二 家畜保健衛生所に関すること。
- 十三 その他畜産に関すること。

林務課

- 一 森林計画に関すること。
- 二 造林に関すること。
- 三 造林臨時措置法に関すること。
- 四 林業種苗に関すること。
- 五 果有林及び分收造林に関すること。
- 六 森林火災国営保険に関すること。
- 七 保安林及び林野の保護取締に関すること。
- 八 山地治山 海岸砂地造林及び災害防止林造成に関すること。
- 九 林産物搬出施設に関すること。

- 十 木材薪炭の生産に関すること。
- 十一 林産物及び特殊林産物に関すること。
- 十二 林産物の販売斡旋に関すること。
- 十三 森林害虫防除に関すること。
- 十四 林業技術普及に関すること。
- 十五 林野火入に関すること。
- 十六 林業金融に関すること。
- 十七 林野の経営指導に関すること。
- 十八 国立公園及び景園に関すること。
- 十九 林業団体の指導監督に関すること。
- 二十 獵政に関すること。
- 二十一 その他林業に関すること。

水産課

- 一 海区漁業調整及び連合海区漁業調整に関すること。
- 二 漁業権補償に関すること。
- 三 漁業取締に関すること。
- 四 魚市場に関すること。
- 五 水産業協同組合その他水産関係団体に関すること。

- 六 漁ろ、に關すること。
- 七 内水面漁業に關すること。
- 八 漁船登録及び船鑑札に關すること。
- 九 漁業用資材に關すること。
- 十 水産物製造に關すること。
- 十一 水産製品検査に關すること。
- 十二 水産増殖に關すること。
- 十三 漁船保険に關すること。
- 十四 漁港その他漁業用施設に關すること。
- 十五 漁船の建造修理に關すること。
- 十六 水産試験場に關すること。
- 十七 その他水産に關すること。

蚕 糸 課

- 一 養蚕及び栽桑の指導奨励に關すること。
- 二 蚕種に關すること。
- 三 副蚕糸に關すること。
- 四 製糸業に關すること。
- 五 蚕業技術普及員に關すること。

- 六 蚕業取締所、蚕業試験場、繭檢定所及び蚕業技術指導所に關すること。
- 七 その他蚕糸に關すること。

(經濟部の事務)

第九條 經濟部商工課においては、左の事務を処理する。

- 一 中小企業振興に關すること。
- 二 工場誘致に關すること。
- 三 商工金融に關すること。
- 四 工業標準化法に關すること。
- 五 博覽會に關すること。
- 六 發明考案に關すること。
- 七 中小企業等協同組合法に關すること。
- 八 工芸美術に關すること。
- 九 連合国軍の廢品処理に關すること。
- 十 露天營業に關すること。
- 十一 地代家賃統制令に關すること。
- 十二 商工会議所、商工團體關係会社組合に關すること。

- 十三 賠償工場に關すること。
- 十四 事業者團体法に關すること。
- 十五 電力及び瓦斯に關すること。
- 十六 火薬に關すること。
- 十七 鑛業に關すること。
- 十八 獨占禁止法に關すること。
- 十九 自転車競技法に關すること。
- 二十 熱管理に關すること。
- 二十一 通産省關係の指定生産資材及び石油製品の配給統制に關すること。
- 二十二 計量に關すること。
- 二十三 貿易に關すること。
- 二十四 觀光に關すること。
- 二十五 物産幹旋所に關すること。
- 二十六 工業試験場に關すること。
- 二十七 その他商工業に關すること。

(労働部各課の事務)

第十條 労働部の各課においては、左の事務を処理する。

勞 政 課

- 一 労働組合法及び労働關係調整法の施行に關すること。
- 二 労働教育に關すること。
- 三 労働者の福利厚生に關すること。
- 四 他の主管に属しない労働組合その他労働に關する團体及び労働關係の調整に關すること。
- 五 部内各課の連絡協調に關すること。
- 六 勞政事務所に關すること。
- 七 部内他課の主管に属しないこと。

職業安定課

- 一 職業安定法の施行に關すること。
- 二 公共職業安定所及び公共職業補導所に關すること。
- 三 失業保險法の施行に關すること。
- 四 緊急失業対策法の施行に關すること。
- 五 連合国軍關係勞務者の充足確保に關すること。
- 六 政府職員等の失業者の退職手当に關すること。
- 七 失業保險料その他徴收金の徴收及び現金の收納に關すること。

00879

管理課

- 八 労働省関係職員的身分取扱に關すること。
- 九 労働省所管国有財産に關すること。
- 十 労働省所管一般会計及び失業保険特別会計に關すること。
- 十一 その他職業安定行政に關すること。

(土木部各課の事務)

第十一條 土木部の各課においては、左の事務を処理する。

管理課

- 一 土地收用に關すること。
- 二 地籍に關すること。
- 三 建設省所管の国有財産に關すること。
- 四 建設法の施行に關すること。
- 五 土木災害事務の取まとめに關すること。
- 六 土木關係資材及び物資の需給調整に關すること。
- 七 部内各課各解の連絡調整に關すること。
- 八 部内他課の主管に屬しないこと。

道路課

- 一 都市計画及び特別都市計画に關すること。
- 二 都市計画地方審議会に關すること。
- 三 屋外広告物取締に關すること。
- 四 道路及び橋梁に關すること。
- 五 渡船場に關すること。
- 六 地方鉄道、軌道、自動車道及び無軌道電車に關すること。
- 七 地理調査に關すること。
- 八 道路占用及び沿道取締に關すること。
- 九 道路路手の指導監督に關すること。

河港課

- 一 河川、港湾及び漁港の工事に關すること。
- 二 海岸、湖岸、湖沼、水路及び運河に關すること。
- 三 水利に關すること。
- 四 上下水道の工事設計に關すること。
- 五 水路測量標に關すること。
- 六 水防及び水害予防組合に關すること。

00880

砂防課

- 一 砂防に關すること。
- 二 水力発電に關すること。
- 三 河水統制に關すること。

建築課

- 一 住宅の供給及びその助成監督に關すること。
- 二 住宅組合法及び貸家組合法の施行に關すること。
- 三 住宅金融公庫法第二十三條による委託事務に關すること。
- 四 建築基準法の施行に關すること。
- 五 建築士法の施行に關すること。
- 六 建築動態統計調査規則の施行に關すること。
- 七 戦災復興土地区画整理施行地区内建築制限令の施行に關すること。
- 八 建築代理業に關すること。
- 九 果有建物の管轄に關すること。
- 十 学校管轄に關すること。
- 十一 建築物評価に關すること。

公共建物の委託管轄に關すること。

(衛生部各課の事務)

第十二條 衛生部の各課においては、左の事務を処理する。

医務課

- 一 保健衛生の総合企画部内各課にかかる人事予算の連絡調整に關すること。
- 二 医療機關の整備に關すること。
- 三 医師、歯科医師、齒科衛生士、保健婦、助産婦、看護婦の身分及び業務に關すること。
- 四 あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師その他療行爲者の身分及び業務に關すること。
- 五 各種病院、診療所、助産所その他医療關係者の業務に關すること。
- 六 保健婦、助産婦、看護婦の養成所に關すること。
- 七 人口動態調査及び衛生統計調査に關すること。
- 八 衛生研究所に關すること。
- 九 部内各課の連絡協調に關すること。

十 その他部内他課の主管に属しないこと。

公衆衛生課

- 一 保健所に關すること。
- 二 食品衛生法の施行に關すること。
- 三 と、場法へい獸処理場等に關する法律の施行に關すること。
- 四 狂犬病予防法の施行に關すること。
- 五 死体解剖保存に關すること。
- 六 墓地、埋葬、胞衣埋没場等に關すること。
- 七 齒科衛生に關すること。
- 八 理容師法に關すること。
- 九 旅館業法、興行場法、公衆浴場法の施行に關すること。
- 十 上水道及び下水道に關すること。
- 十一 温泉法の施行に關すること。
- 十二 清掃衛生及びねずみ、鼠、昆虫等の駆除に關すること。
- 十三 衛生知識の普及及向上に關すること。

十四 優生保護法の施行に關すること。

農務課

- 十五 栄養士法及び栄養の調査並びに改善指導に關すること。
 - 十六 母子衛生に關すること。
 - 十七 精神衛生に關すること。
 - 十八 結核に關すること。
 - 十九 法定傳染病に關すること。
 - 二十 檢疫に關すること。
 - 二十一 予防接種に關すること。
 - 二十二 傳染隔離病舎に關すること。
 - 二十三 性病に關すること。
 - 二十四 トラホーム、らい病、寄生虫病、地方病、慢性病に關すること。
 - 二十五 災害防疫に關すること。
 - 二十六 其他公衆衛生に關すること
- 一 藥事法の施行に關すること。
- 二 毒物、劇物営業法の施行に關すること。

- 三 医薬品その他衛生資材の生産に關すること。
- 四 藥用植物の栽培に關すること。
- 五 藥品等の配給に關すること。
- 六 齒科用貴金属の管理に關すること。
- 七 特殊衛生用物資に關すること。
- 八 その他藥務に關すること。

(農地部各課の事務)

第十三條 農地部の各課においては、左の事務を処理する。

農地課

- 一 農地關係等の調整に關すること。
- 二 小作調停に關すること。
- 三 既墾地の自作農創設維持に關すること。
- 四 農地の交換分合(工事を伴う交換分合を除く)に關すること。
- 五 国有農地等の管理に關すること。
- 六 部内各課の連絡協調に關すること。
- 七 その他部内他課の所管に属しないこと。

開拓課

- 一 開拓事業の総合企画に關すること。
 - 二 増反者及び入植者に關すること。
 - 三 開拓地に於ける農業経営及び農村建設の指導に關すること。
 - 四 開拓資金の融通に關すること。
 - 五 開拓地の文化施設に關すること。
 - 六 開拓用地の取得管理及び処分に關すること。
 - 七 開拓地における開墾、建設工事及び開拓基金施設に關すること。
 - 八 開拓農家の建築並びに農用及び開拓工食用資材に關すること。
 - 九 開拓關係團體に關すること。
- 耕 地 課
- 一 土地改良事業(干拓を含む)に關すること。
 - 二 土地改良法(工事を伴はない交換分合を除く)の施行に關すること。
 - 三 耕地整理組合及び普通水利組合に關すること。

